

# 15. 高齢者の医療

## 1. 後期高齢者医療

高齢者の皆さんが医療機関で受診した時の自己負担を軽くして、安心して医療を受けられるようにするための制度です。

- **対象者** ① 75 歳以上の人  
② 65 歳以上 75 歳未満で一定以上の障害等がある人で長野県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人
- **自己負担** 医療費の 1 割、2 割または 3 割（所得に応じて自己負担が異なります。）  
※ 1 か月の医療費が高額になった場合は、高額療養費として自己負担限度額を超えた分の払い戻しが受けられます。  
※ 1 年間の医療費と介護保険サービス費の合計額が一定の自己負担限度額を超えた場合は、高額介護合算療養費として限度額を超えた分の払い戻しが受けられます。
- **保険料** 後期高齢者医療に加入する一人ひとりから保険料を納めていただきます。保険料額は所得に応じてご負担いただく「所得割額」と、等しくご負担いただく「均等割額」との合計額となります。  
※ 所得額が一定の基準額より低い場合は保険料額の軽減措置が受けられます。  
※ 社会保険などの扶養になっていた人は、保険料額の軽減措置が受けられます。
- **人間ドック等助成** 人間ドック・脳ドックの受診費用に対して助成があります。詳細については、国保年金課へお問い合わせください。
- **後期高齢者健診** 6 月から翌年の 2 月までの間、市内指定医療機関で実施します。（自己負担 1,000 円）希望者に受診券を送付しますので、国保年金課へご連絡ください。なお、人間ドック助成と重複して受けられません。
- **問い合わせ先** 国保年金課 国保年金担当 資格・保険料関係 電話 71-2475  
人間ドック・健診関係 電話 71-2473  
長野県後期高齢者医療広域連合 電話 026-229-5320

## 2. 福祉医療（障がい者）

医療機関や薬局で支払った医療費の自己負担分（保険診療分）について、次の給付を行い、安心して医療を受けられるようにするための制度です。

- **対象者** ・ 身体障害者手帳 1 級から 3 級を持つ人  
・ 療育手帳 A1,A2,B1,B2 を持つ人  
・ 精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級を持つ人（通院のみ）  
・ 65 歳以上で一定以上の障がいがある人で後期高齢者医療広域連合の認定を受けた人
- **利用方法及び給付方法**  
県内の医療機関や薬局等の窓口で福祉医療費受給者証を保険者証と一緒に提示いただき、自己負担分を一旦お支払いください。後日、自己負担額からレセプト 1 枚あたり 500 円を差し引いた金額が振り込まれます。  
※ 給付を受けるにはあらかじめ市に申請し、福祉医療受給者証の交付を受ける必要があります。  
※ 県外医療機関受診の場合は申請が必要となりますのでお問い合わせください。
- **問い合わせ先** 福祉課 福祉政策担当 電話 71-2254